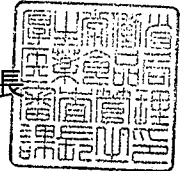




薬食審査発第 0227012 号
平成 16 年 2 月 27 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課長



キット製品の取扱いに関する一部改正について

キット製品の取扱いについては、昭和 61 年 3 月 12 日付け薬審 2 第 98 号厚生省薬務局審査第一課長、厚生省薬務局審査第二課長、厚生省薬務局生物製剤課長通知「注射剤に溶解液等を組み合わせたキット製品等の取扱いについて」（以下「課長通知」という。）及び平成 16 年 2 月 13 日付け薬食審査発第 0213005 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知「キット製品の取扱いについて」で示してきたところである。今般、課長通知の一部を次のように改正することとしたので、貴管下関係業者に対し指導方御配慮願いたい。

6 及び 8 中「別紙事例 1～4」を「別紙事例 1～5」に改める。

